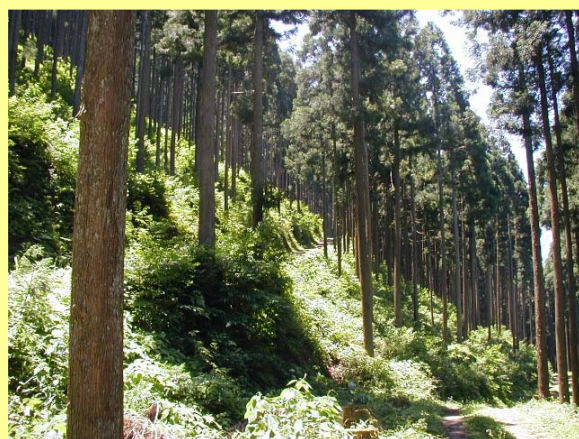


富山県森づくりプラン

(素案)



平成18年9月
富山県

目 次

はじめに	1
第1 とやまの森の現状と課題	2
第2 とやまの森づくりのための基本的な考え方	4
1 とやまの森づくりの基本理念	
2 とやまの森づくりの基本指針	
第3 森林の整備及び保全に関すること	6
1 里山林	
2 保全林	
3 生産林	
4 混交林	
第4 県民参加による森づくりに関すること	8
1 県民参加による森づくりの具体的な方針	
2 森林ボランティア活動への支援	
3 森づくりを支える県民意識の醸成	
第5 とやまの森づくりの施策に関すること	11
1 とやまの森づくり施策の方向	
2 とやまの森づくり施策の目標	

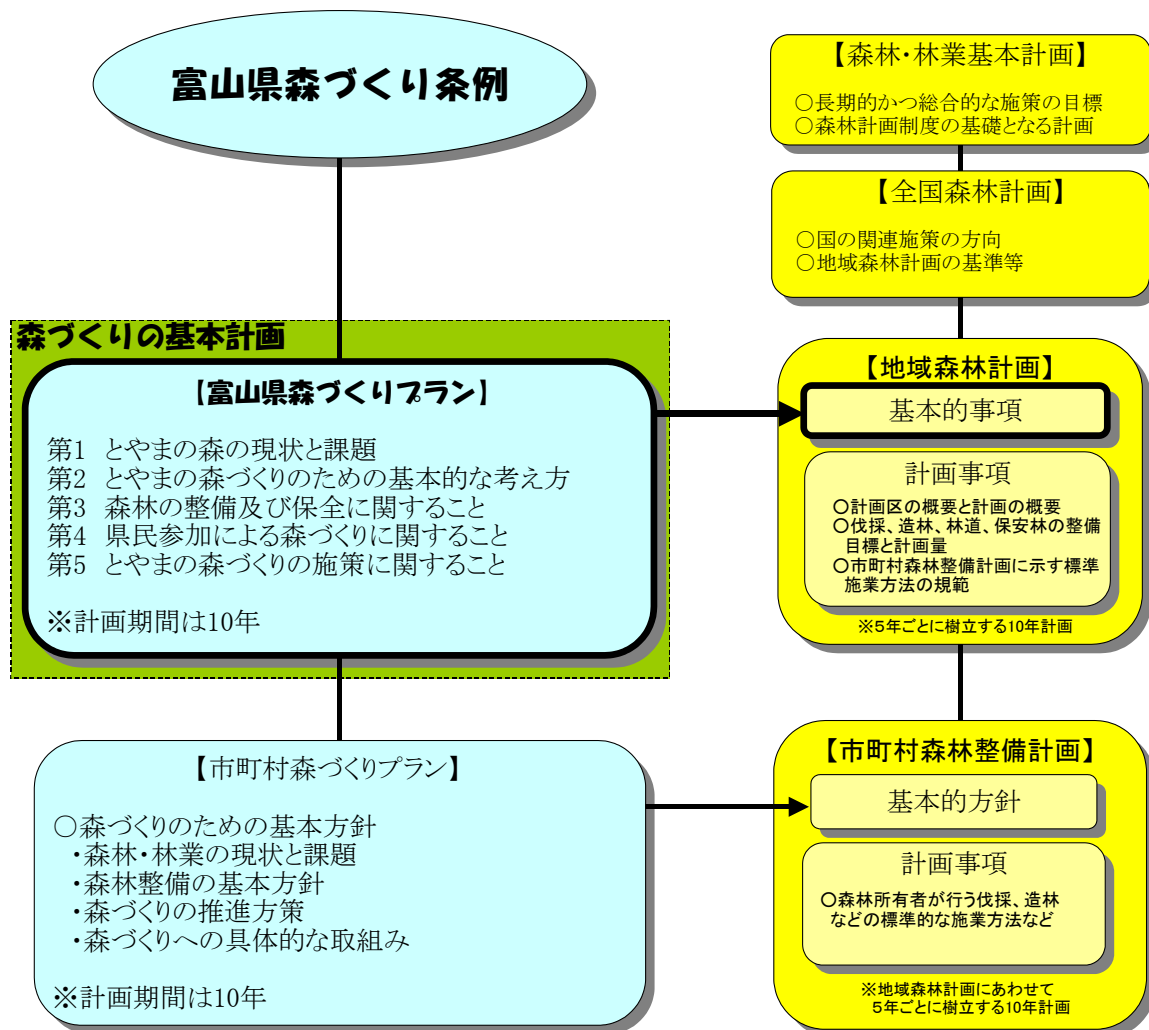
はじめに

この「富山県森づくりプラン」(以下「県プラン」という。)は、「富山県森づくり条例」の第10条で定められている「森づくりの基本計画」として、とやまの森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項について定めるものです。

また、この県プランは森林法に基づき策定される地域森林計画の基本的事項として位置付けられます。

なお、この県プランの計画期間は、平成19年4月から平成29年3月までの10年を一期とする計画とします。

富山県森づくりプラン及び市町村森づくりプランの位置付け



第1 とやまの森の現状と課題

本県の県土の3分の2を占める森林は、植生自然度本州一と評価され、この多種多様な動植物が生息・生育する豊かな森林は、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の暮らしを守り、また、そこから流れ出す清浄で豊潤な水は、飲料水や農業・工業用水として利用され、神秘の海「富山湾」の豊かな水産資源を育むなど、県民の生活と富山県の産業を支えてきました。

本県の森林の約60%は、自然豊かな天然林となっており、なかでも長く人手が加えられていない奥山の天然林は、野生生物の生息環境として優れ、水源かん養などの公益的機能も高く評価されています。

一方、かつて山村住民の生活とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山林は、昭和30年代以降の生活様式の変化等により利用されなくなり、時間の経過とともに若い林から成熟した林へと徐々にその姿を変えつつあります。

これにより、明るい林を好む動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっていることから、生物多様性の保全や野生生物との共生を目指した里山の整備及び保全が新たな課題となっています。

また、本県の森林の約19%にあたる53千haのスギを中心とした人工林については、その多くが間伐等の手入れが必要な林齢から木材として利用可能な林齢となっていますが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化や不在村森林所有者の増加等により、必要な手入れのなされていない人工林が民有林では24千haにもおよび、水土保持機能や二酸化炭素吸収源としての働き、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の低下や、雪害など気象害の拡大も懸念されています。

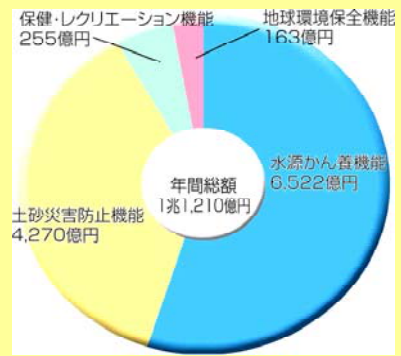
一方、再生産可能で、生産・加工、利用などの過程で二酸化炭素の増減に影響が少ない資材である木材の持続的な生産と利用は、地球温暖化の防止や資源循環型社会の構築に不可欠なことから、公益的機能を維持・向上させつつ木材資源の確保と生産を図ることが重要となっています。

このように、森林の有する多面的機能の持続的な発揮の観点から、適切な森林整備の一層の推進が必要とされながらも、従来のような森林所有者や地域住民だけによる森林管理が困難な状況となっているなか、近年、ボランティア団体等による森林整備活動への取り組みが増えています。

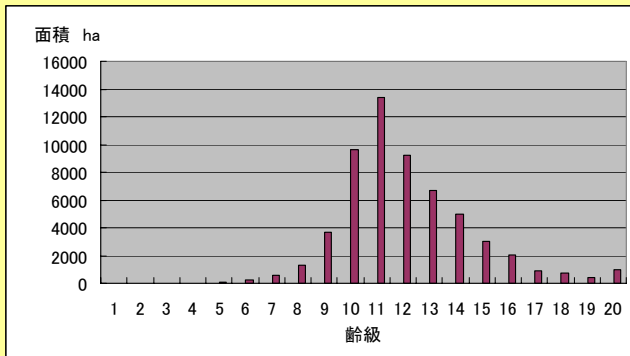
また、森づくりに関する県民意識調査結果（平成17年8月実施）でも、多くの回答者が県民参加による森づくりの必要性を認め、自らの参加についても前向きな回答を寄せていることなどから、今後は、これら森林ボランティア活動の輪を広げ、それを支援していくことが求められています。



豊かな水を育むとやまの森



とやまの森の公益的機能の評価額



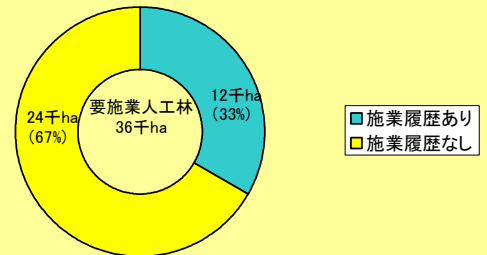
標高 600m以下の天然林の年齢構成



成熟に向かう里山林

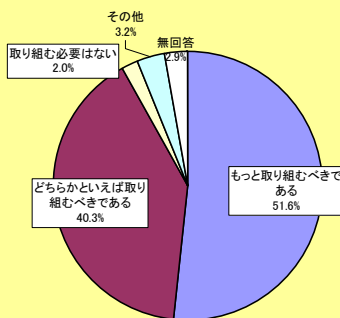


手入れ不足の人工林



※「施業履歴あり」とは1990年以降の施業履歴のあるもの
 ※要施業人工林は9年齢級以下(1990年次に6年齢級以下)のもの

人工林整備の状況



県民参加による森づくりについて

平成17年度実施県民意識調査から



県民によるカシナガ被害地での植樹

第2 とやまの森づくりのための基本的な考え方

1 とやまの森づくりの基本理念

富山県では、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与するため、「富山県森づくり条例」を平成18年6月に制定し、県民全体で支える森づくりの推進に関する基本理念を定めました。

なお、この条例は森づくりに関する総合的な条例として、県や県民、森林所有者等関係者など各主体の責務や役割、森づくりに関する基本施策のほか、県民全体で支える森づくりのための新たな財源として「水と緑の森づくり税」についても規定しています。

◆富山県森づくり条例（抜粋）◆

（目的）

第1条 この条例は、森づくりについて、基本理念を定め、並びに県、森林所有者及び森林組合の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 森づくりは、県民が将来にわたって森林のもたらす恵みを楽しむことができるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、県民の理解の下、その主体的な参画により推進されなければならない。

3 森づくりは、循環型社会の実現に資する森林資源の重要性にかんがみ、その有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

4 森づくりは、森林の適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ることにより推進されなければならない。

5 森づくりは、県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

（森づくりの基本計画）

第10条 知事は、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 とやまの森づくり基本指針

富山県では、とやまの森づくりの基本理念に基づき、森林の整備及び保全のあり方と、それを県民参加により進めるための仕組みを「とやまの森づくり基本指針」(以下「基本指針」という。)として次のとおり定めます。

(1) 森林の整備及び保全の指針

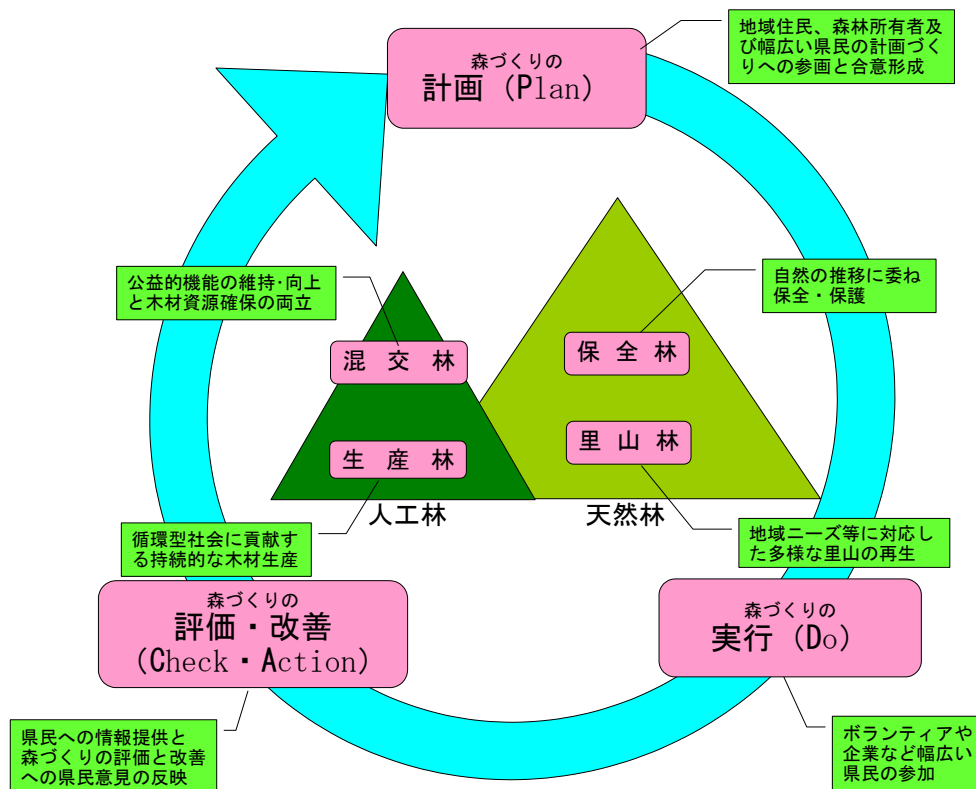
森林の整備及び保全にあたっては、

- ① 天然林については、地域ニーズ等に対応した多様な里山の再生をめざす「里山林」と、原則として自然の推移に委ね保全・保護する「保全林」に、
- ② 人工林については、地球温暖化防止と循環型社会に貢献する持続的な木材生産に重点を置く「生産林」と、針葉樹と広葉樹を混在させることで長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持・向上の両立を図る「混交林」に、

それぞれ区分して取り扱うこととし、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。

(2) 県民参加による森づくりの指針

森づくりを推進するにあたっては、計画、実行、評価、改善（PDCA サイクル）の各プロセスにおいて、幅広い県民の参加を得ながら進めることとします。



第3 森林の整備及び保全に関すること

基本指針では、天然林を「里山林」と「保全林」に、人工林を「生産林」と「混交林」に区分して取り扱うこととし、それぞれが目指す森林の姿を次のとおりとします。

1 里山林

集落周辺の里山では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山を目指します。



カタクリの咲く明るい見通しの良い里山



繁茂したモウソウ竹を整理した里山

2 保全林

継続的な手入れのできない大部分の里山については、水土保持機能の持続的な発揮と向上に加え、多種多様な生物の生息環境として、自然豊かな奥山の天然林と一体として保全・保護することを原則として、自然の推移による成熟した天然林（天然生林）を目指します。



成熟方向にある里山の二次林（コナラ・ウラジロガシ林）



自然豊かな奥山の天然林（ブナ林）

3 生産林

樹木の成長が良好で、傾斜が緩く道路に近いなど低コストで効率的な施業が可能な人工林では、適切な間伐を実施することで、水土保持機能や生物多様性の保全などの公益的機能を確保しつつ、適期の伐採と再造林を繰り返す、持続的な木材生産を目指すこととします。

なお、木材生産に重点を置く人工林であっても、水源地域などの公益的機能の発揮が特に求められる場所では、適切な密度管理のもとに長伐期施業に移行するなどして、水土保持機能を維持・向上させつつ持続的な木材生産と両立する人工林を目指します。



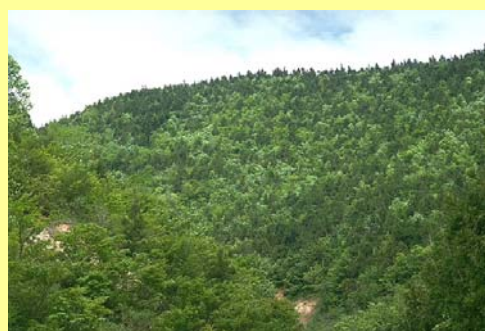
間伐が適切に実施された人工林



公益的機能も高い高齢級人工林

4 混交林

高標高地や土壌条件が悪いなどにより植栽木の十分な生長が見込めない場所や、道路から遠く管理や木材生産にコストがかかるなど、林業経営が困難な人工林では、すでに侵入している広葉樹などを活かし、あるいは整理伐を行って在来の広葉樹の自然侵入を促進するなどして、広葉樹とスギなどが混在する自然状態に近い森林に誘導し、天然力を活用することで、管理に手間をかけずに、水土保持機能や生物多様性の保全など公益的機能の維持・向上と長期的な木材資源確保とが両立する人工林(針広混交林)を目指します。



広葉樹の自然侵入により混交林化した奥山の人工林



針広混交林を目指して、スギ人工林内に植栽されたブナ

第4 県民参加による森づくりに関すること

1 県民参加による森づくりの具体的な方針

基本指針では、森づくりの計画・実行・評価・改善の各プロセスにおいて幅広い県民の参加を得ることとしています。

それぞれのプロセスにおける県民参加のあり方については次のとおりとします。

(1) 森づくりの計画

県は、森づくりの基本指針に基づき、県民意見などを反映し、森づくりに関する全県的な大枠の計画を策定します。

市町村は、県のプランに沿って、幅広い住民との合意形成をはかりながら、地域の実情に応じた森林整備の計画の策定に努めます。

(2) 森づくりの実行

里山の再生整備や竹林の整理などは、森林ボランティアなど幅広い県民の参加を得て、地域住民、森林所有者、行政が協働で整備を進めます。

森林ボランティア活動への支援を行います。

広域な森林の現状把握や、不適切な開発・伐採の監視については、森林ボランティアなどの協力も得ながら行います。

持続的な木材生産を円滑に進めるために、県産材の利用促進などに努めます。公益性の高い混交林の整備などは、県民の支援のもと進めます。

(3) 森づくりの評価と改善

森づくりに関して幅広い県民からの意見を求めるため、森林 GIS やインターネットなど多様な手段により、県民への森づくりに関する情報の提供に努めます。

県民意見などを踏まえた、より実効性のある森づくりを進めるため、総合的な森づくり施策や個々の実行状況を評価し、改善を行うための仕組みを作ります。

2 森林ボランティア活動への支援

富山県では、県民参加による森づくり活動を推進するため、平成17年10月に「とやまの森づくりサポートセンター」を設立しました。

県は、このサポートセンターを通じ、活動グループのネットワーク化や、必要な資機材の貸し出し、活動フィールド情報の提供などの活動支援を行い、森づくりへの県民参加を推進します。



3 森づくりを支える県民意識の醸成

富山県では、森林の大切さを広く県民に理解していただくために、「とやま森の祭典」を毎年開催しており、また、次代を担う青少年に、森林や林業について学んでいただくために、「花とみどりの少年団」の活動支援やフォレストリーダーによる森林教室などに取り組んでいます。

さらには、森づくりにつながる県産材の利用を促進するため、「県産材アドバイザー」の養成とその活動支援など、とやまの木の良さのPR事業にも取り組んでいます。

今後、県民全体で支えるとやまの森づくりを着実に推進していくためには、森林の現状や果たしている役割などについて、県民全体に理解していただくことが必要であることから、既存の取り組みと併せ、市町村や民間団体の取り組みなどとも連携をとりながら、普及啓発活動を積極的に進めていきます。



【とやま森の祭典】



【花とみどりの少年団の森林体験学習】



【フォレストリーダーによるキノコ教室】



【県産材アドバイザーの養成研修】



【上下流連携による森づくり】



【とやまの木で家を造る会の取り組み(森とのお見合い)】

第5 とやまの森づくり施策に関すること

1 とやまの森づくり施策の方向

富山県では、健全な人工林の育成と生産基盤の整備など、従来の施策による森林整備を引き続き推進するほか、今日の現状と課題に対応した、県民全体で支える新たな森づくりとして、以下の施策を重点施策に推進します。

(1) とやまの森を支える人づくりの推進

県森づくりプランの策定と市町村森づくりプランの策定支援
とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティアへの活動支援
森づくりに関する専門的な技術を有する人材の育成・確保
県民と森林のふれあいの機会の提供などによる森林の大切さの普及・広報活動の推進
森林環境教育の推進

(2) 多様な森づくりの推進

県民との協働による里山林の整備
放置人工林や風雪被害林の混交林への誘導
森づくりに必要な技術の開発と活用

2 とやまの森づくり施策の目標

上記の重点施策の達成状況を検証するための参考指標を次のとおり設定し、目標とする年度は、このプランの終期である平成28年度末とします。

項目	目標
とやまの森を支える人づくりの推進	県民参加による森づくりの年間参加延べ人数 1,672人(H17) 4,000人(H28)
多様な森づくりの推進	新たな取り組みによる森林整備面積 里山林の整備 2,000ha(H28) 混交林の整備 2,000ha(H28)

なお、新たな取り組みによる森林整備の対象となる森林の所在及び面積を別表に示します。

また、具体的な整備の計画については、現地調査や地域ニーズ、森林所有者の意向など踏まえて、市町村が策定する「市町村森づくりプラン」に盛り込まれます。